品川区環境保全活動団体・個人 登録のしおり

2025 年 12 月 1 日　第五版

品川区では、環境保全活動に主体的に取り組む区民の皆さんの輪を広げていくとともに、活動・交流の場を提供するため、環境保全活動団体・個人の方の認定を行っています。認定・登録された団体・個人は、「**品川区立環境学習交流施設エコルとごし**」の**利用料金免除・優先予約**のほか、エコルとごしで活動の発表を行うことができ、**より多くの方に活動を紹介**することができます。

1．環境保全活動団体・個人とは

地球温暖化防止活動、水環境の保全活動、緑化活動、リサイクル活動など、環境保全に関する活動を主体的にされている団体・企業または個人の方です。

●活動例

活動分野	活動内容（例）
まちの美化・緑化活動	住みよい環境づくりのための美化活動や花いっぱい運動など
リサイクル活動	省資源の推進や資源として再利用できる不用品の活用など
地域での環境保全活動	事業所や近隣地域における緑化など
自然環境の保全・再生	自然とのふれあいの場の整備活動や自然再生活動など
廃棄物減量化の活動	ごみの減量化の活動など
水や大気環境の浄化活動	大気汚染物質削減の活動や河川の浄化活動など
地球温暖化防止に関する活動	CO_2の排出削減や吸収対策に関する取り組み・研究など
環境教育・学習の取り組み	地域での環境教育・学習に関わる実践など
省エネルギーに関する活動	効果的な節電対策に関する取り組みなど
ＳＤＧｓ推進に関する活動	ＳＤＧｓ（環境保全と関係の深いゴールや取組）に関する勉強会、実践、普及活動など
その他	環境啓発動画の作成・配信など

2．登録の特典

「品川区立環境学習交流施設　エコルとごし」で、以下の特典が受けられます。

●貸室の利用料金免除・優先予約（※）

●ボランティア室の利用(環境保全活動団体・個人、施設ボランティアのみ利用可)

●施設ホームページや施設情報誌で活動内容を紹介

●団体主体の講座などの開催機会の提供　など

（※）個人の方は、利用料金の免除・優先予約はできません。

３．登録の要件

以下の要件をすべて満たしている団体・個人であることが必要です。

●団体

(1) 構成員が５人以上であり、その５割以上が区内在住・在勤・在学の方、または、区内に事務所などを有する団体

(2) 環境の保全に関する活動を行っている団体

●個人

(1) 区内在住・在勤・在学の方

(2) 環境の保全に関する活動を行っている方

以下に該当する場合は登録の取り消しや施設の使用等を制限する場合があります

※登録内容や活動の実態等から、環境保全活動団体・個人として「不適合」と判断した場合は、登録の取り消しや施設の使用等を制限する場合があります。

※「不適合」と判断する場合は以下のとおりです。

＜内容と具体例＞

⑴ 公益を害するおそれがあると認めたとき

▶ 違法な活動や違法行為を助長するおそれがあると認める場合　　など

⑵ 秩序を乱すおそれがあると認めたとき。

▶ 公序良俗に反する活動をしている場合　　など

⑶ 営利を目的とすると認めたとき。

▶ 物品の販売や販売促進などの営業活動をする場合

▶ 施設利用の権利の転売を目的とする場合

▶ 会費を徴収するもので実費（使用料・消耗品代等）を大きく上回るもの。

▶ 不特定多数へ周知を行い、参加費等を徴収する場合。（インターネット上に金額を提示し、周知する行為も営利行為とみなします。）

▶ 講師が中心となり、参加費や会費を徴収する場合　　など

⑷ その他管理上支障があると認めたとき

▶ 建物の修繕・消毒・清掃等により使用させることに支障がある場合

▶ 申請の内容に虚偽が認められた場合

▶ 他の利用者に迷惑となるような活動のおそれがあると認める場合

▶ 申請する時までに、利用人数が確定していない場合

▶ 不特定多数の利用　　など

４．登録申請の方法

以下の必要書類を揃えて、「５．申請場所」までご持参ください。

＜必要書類＞

●団体

(1) 品川区環境保全活動団体登録申請書

(2) 会員名簿**（★１）**

(3) 会則・規約

(4) 前年度または当該年度活動実績、活動計画書**（★２）**

(5) 申請者の氏名・住所を確認できる書類（運転免許証・マイナンバーカード等）

●個人

(1) 品川区環境保全活動者登録申請書

(2) 区内に在住、在勤、在学することが証明できるもの

(3) 前年度または当該年度活動実績、活動計画書**（★２）**

（★１）

※会員全員分の氏名・住所を記入してください。

※品川区外在住で、品川区内に在勤または在学の場合は、事業所または学校名・同所在地を記入してください。

記入いただいた個人情報は、要件の確認以外に利用することはありません。

記入いただいた個人情報は、品川区施設や設備使用料の減額・免除、または優先申し込みを行うことができる団体として要件を確認するために必要とするもので、「品川区情報公開・個人情報保護条例」に基づき適正に管理しており、この目的以外に利用することはありません。

（★２）

※エコルとごしを利用する場合で、会費・参加費を徴収する活動は、案内チラシや周知内容、収支計画の提出を求める場合があります。

５．登録申請場所

受付場所	所在地・連絡先	受付時間
環境課環境推進係	広町 2-1-36（品川区役所本庁舎６階） 電話：5742-6755　FAX：5742-6853	月曜日～金曜日 8:30～17:00
エコルとごし （環境学習交流施設）	豊町 2-1-30 電話：6451-3411　FAX：6451-3412	9:00～20:00

品川区電子申請サービスによる登録申請も受け付けております。

電子申請サービスはこちらから▶

※エコルとごし休館日：第４月曜日、年末年始（第４月曜日が祝日の場合、翌開館日が休館）
※他の品川区施設では申請できないためご注意ください。

６．登録証の有効期限・更新手続き

(1) 有効期限

登録の承認をした日が属する年度の翌年度の３月末日までです。

例：令和４年 12 月１日が承認日の登録証は、令和６年３月末まで有効
　　令和５年４月１日が承認日の登録証は、令和７年３月末まで有効

(2) 更新手続き

有効期限の１か月前から受付します。

登録証に記載の有効期限をご確認の上、登録証を添付して手続きを行ってください。

７．再発行・変更

(1) 登録証の紛失・代表者および活動内容の変更・会員の 1/3 以上の変更

新規登録の場合と同様に、団体の場合は「品川区環境保全活動団体登録申請書」、個人の場合は「品川区環境保全活動者登録申請書」に、団体名・代表者名（個人の場合は氏名）・変更箇所等の必要事項を記入し、登録証を添付して申請してください。

(2) 活動を停止した場合

新規登録の場合と同様に、団体の場合は「品川区環境保全活動団体登録申請書」、個人の場合は「品川区環境保全活動者登録申請書」に、団体名・代表者名（個人の場合は氏名）を記入し、「活動停止」と朱書きし、登録証を添付（返却）して提出してください。

８．施設予約システムのパスワード登録

インターネットを利用して施設の予約をする場合は「パスワード」の登録が必要となります。後から登録する場合は、上記７．(1) の変更に準じた手続きを行ってください。　パスワードは８文字～１６文字、半角英数字(混在必須、大文字・小文字可)です。

９．登録証の交付

●申請の日から登録証が交付できるまでは、**概ね２週間**となります。

●登録証はお手数ですが、申請した窓口でお受け取りください。

●郵送を希望する場合は、氏名・住所を書いて、申請時に 110 円切手を貼った封筒を提出してください。

●団体の場合、登録証の受け取りは会員の方に限ります。**本人が確認できる書類（運転免許証・マイナンバーカード等）をご持参**ください。

10．エコルとごしについて

●施設に関する概要や最新の情報は、以下のエコルとごしホームページからご覧いただけます。

エコルとごしホームページ URL：https://ecoru-togoshi.jp

▲エコルとごしホームページ
QR コード

11．問い合わせ先

・品川区都市環境部環境課環境推進係

〒140-8715　品川区広町 2-1-36　品川区役所本庁舎 6 階

TEL：03-5742-6755（直通）　FAX：03-5742-6853

Mail：kankyo-suishin@city.shinagawa.tokyo.jp

・エコルとごし

〒142-0042　品川区豊町 2-1-30

TEL：03-6451-3411　FAX：03-6451-3412

Mail：info@ecoru-togoshi.jp